

掛川市告示第68号

次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号。以下「条例」という。）第11条第2号の規定により告示する。

令和2年5月14日

掛川市長 松井三郎

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

掛川市本郷300番地の1

後藤設備

後藤 勇

2 理由

条例第9条第1項に基づく掛川市排水設備指定工事店指定辞退届出書が提出されたため。